

<別記 1>

令和 7 年度一般検査資料等（保育所以外）の主な変更点

1 社会福祉法人関係

（１）一般検査資料 変更なし

（２）自主点検調書

（様式 1）管理運営

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
44	27 変更登記(2) 資産の総額	「□非該当」を削除

（様式 2）会計 変更なし

2 社会福祉施設関係（保育所以外）

（１）一般検査資料

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
8	4 職員	「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に変更
14	5(2) 特定業務従事者	・「夜勤者」を「深夜業を含む業務に常時従事する職員（夜勤者、宿直者等）」に変更 ・また、欄外に「※深夜業を含む業務とは、常態として深夜業を 1 週 1 回以上又は 1 月に 4 回以上行う業務をいう。」を追加
25	16(2) 個別処遇方針の策定	「(※ 1) 救護施設では個別支援計画書」を追加

（２）自主点検調書

（様式 3）管理運営

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
5	労務管理 1	育児介護休業規程（規則）は、「法改正（R7. 4. 1 施行、R7. 10. 1 施行）を反映しているか。」を追加
5	労務管理 4	最低賃金の更新（R6. 10. 1～）
8	災害対策 4	「管理宿直者が訓練に参加しているか(障支)。」を「管理宿直者を置いている場合は、管理宿直者が訓練に参加しているか。」に変更

（様式 4）会計

○変更箇所 該当なし

(様式 5-1) 処遇：老人福祉施設

○変更箇所 ※主な根拠法令名称は略称：P13 に一括掲載しております。

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
3	身体的拘束等	主な根拠法令等：条文表記統一（・・・条第○項） 3箇所
5	虐待防止	① 主な根拠法令等：県規則条文修正 (R6 年 4 月改正施行で条ズレがあったものを反映) 特養規則第 7 条の 2⇒第 9 条、 養護規則第 9 条 ⇒第 10 条 軽費規則第 8 条の 2⇒第 10 条
5	虐待防止	② 点検（検査）事項：虐待防止のための指針の項目イ～ リの 9 項目追記
5	虐待防止	③ 主な根拠法令等：国通知項番の修正及び追記 修正 老企第 214 号第 4 の (20) ⇒老企第 214 号 (特養) 第 4 の 21 追記 老発第 307 号 (養護) 第 5 の 18 老発第 0530 号第 2 号 (軽費) 第 5 の 20
6	事故発生の防止及び発生時の対応	主な根拠法令等：県規則条文の修正 (R6 年 4 月改正施行で条ズレがあったものを反映) 特養規則第 7 条⇒第 8 条 養護規則第 8 条⇒第 9 条 軽費規則第 8 条⇒第 9 条
6	事故発生の防止及び発生時の対応	主な根拠法令等：国通知項番の修正及び追記 修正 老企第 214 号第 4 の (20) ⇒老発第 214 号 (特養) 第 4 の 20 追記 老発第 307 号 (養護) 第 5 の 17 老発第 0530 号第 2 号 (軽費) 第 5 の 19
1 1	衛生管理等	主な根拠法令等：県規則条文の修正 (R6 年 4 月改正施行で条ズレがあったものを反映) 特養規則第 5 条⇒第 6 条 養護規則第 6 条⇒第 7 条 軽費規則第 6 条⇒第 7 条
1 1	食事	点検（検査）事項（上から 3 つ目の ■ 「入所者定員が 40 人を・・・」の文中）：条例改正に伴う修正 「栄養士」⇒「栄養士又は管理栄養士」（1 行目、2 行目）
1 2	食事	主な根拠法令等（上から 5 つ目の項目（保存食保存）） 社会福祉施設における保存食の保存期間等について ⇒大量調理施設衛生管理マニュアル
1 2	食事	点検（検査）事項（上から 8 つ目）：条例改正に伴う修正 ■ 「食事内容について、施設の医師又は <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> (入所定員が 40 人を超えない特別養護老人ホームであって、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士)を含む会議において検討を加えているか。(特養)

13	根拠法令等の名称	(追記) ☐ 老発第 307 号 : 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知) ☐ 老発 0530 第 2 号 : 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 20 年 5 月 30 日老発 0530 第 2 号厚生労働省老健局長通知)
----	----------	--

＊関連する様式 6 循環式浴槽レジオネラ症調書は、変更なし（年度のみ変更）

（様式 5－2）処遇：障害者支援施設・障害児入所施設

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
3	個別支援計画（移行支援計画）	点検事項追加
3	児童発達支援センターの長の計画	点検事項追加、準用規程追加
4	サービス提供困難時の対応	点検事項追加
4	給付費の支援申請に係る援助	点検事項追加
5	支援	点検事項追加
10	難聴児の治療	全文削除（県条例条文削除）
11	医療機関等との連携協力	第二種協定指定医療機関との協議追加
14	地域との連携等	地域連携推進会議、施設見学の項目追加
15	地域移行等以降確認担当者の専任等	点検事項追加
17	根拠法令等の名称	根拠法令追加(県条例（児童）第 7 2 号)

（様式 5－3）処遇：児童福祉施設

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
4	DV 被害からの回避・回復	かすみがうら市、つくばみらい市の配偶者暴力支援センターを追加
9	安全計画の策定等	「令和 6 年 4 月 1 日から義務化」の文言削除
13	関係機関との連携	条例根拠条項みだしとの整合

（様式 5－4）処遇：女性自立支援施設

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
3	給食	根拠法令追記

(様式 5－5) 処遇：救護施設

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
1	入所（上の項目）	実施機関に注釈として「(福祉事務所)」を追加
1	実施機関との連携	処遇計画が個別支援計画に変更になったことに伴う 変更 *国の通知に基づく内容の修正
1～2	個別支援計画	処遇計画が個別支援計画に変更になったことに伴う 変更 *国の通知に基づき 3 項目から 6 項目に変更

社会福祉施設巡視用チェックリスト（自主点検調書）

○変更箇所

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
1	食堂及び機能訓練室 （共同生活室）	食堂、機能訓練室の点検事項を統合
1	宿直室	「(特養の宿直は任意)」を追記